

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.008

処 分 名	許可工作物の完成前の使用申請
処 分 の 概 要	特殊な工作物の新築について、完成前の使用するための申請
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 30 条第 2 項 河川法施行令（昭和40年2月11日政令第14号）第17条
審 査 基 準	特殊な工作物とは、 ①高さ 15メートル以上の利水ダム ②河川管理者以外の者が特定の目的のために設けるダム、水門、護岸 ③堤防を開削して、利水事業のための水門、樋門、樋管 であり、当市の管理する河川では、申請が見込まれないものであるため、 審査基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■河川法

第三十条 第二十六条第一項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

■河川法施行令

第十七条 法第三十条第一項の政令で定める工作物は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 法第四十四条第一項のダム
- 二 河川管理施設と効用を兼ねる工作物
- 三 堤防を開削して設置される工作物